

高山市過疎地域持続的発展計画の策定について

1. 背景

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）が令和3年3月31日で期限を迎え、これに代わる新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が令和3年3月31日に公布、同年4月1日に施行された。
- ・ 本市では、これまで、旧過疎法に基づく過疎地域自立促進計画により、過疎対策事業債等の国の各種支援の活用を図り、過疎地域のまちづくりを進めてきたところである。今後とも、これら支援の活用を図るためには、令和3年度において、今後県が策定する過疎地域持続的発展方針に沿った形で、新過疎法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）を策定する必要がある。

2. 基本的な考え方

- ・ 本市における過疎地域について、引き続き、国の各種支援を受けられる状態を維持するとともに、当該支援の有効活用を図るため、新過疎法に基づく市町村計画を策定する。
- ・ 市町村計画には、第八次総合計画に掲載している地域活性化策の取組を記載する。

3. 計画の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 計画名称 | 高山市過疎地域持続的発展計画 |
| (2) 位置付け | 新過疎法第8条に基づく法定計画 |
| (3) 対象地域 | 清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域の6地域
※上記6地域については、引き続き、新過疎法の規定により過疎地域（一部過疎地域）とみなされる。（令和3年4月1日付け官報にて告示済み） |
| (4) 計画期間 | 令和3年度から令和7年度まで（5年間） |
| (5) 計画体系 | 別紙1のとおり ※国が示す計画作成例に基づく計画体系とする。 |
| (6) 計画骨子 | 別紙2のとおり |

4. スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|------------|
| 6月下旬～7月下旬 | パブリックコメント |
| 8月～ | 計画案の策定、県協議 |

旧計画の計画体系	新計画の計画体系案	記載内容
<p>1. 基本的な事項</p> <p>1-1 市の概況</p> <p>1-2 人口及び産業の推移と動向</p> <p>1-3 行財政の状況</p> <p>1-4 地域の自立促進の基本方針</p> <p>1-5 計画期間</p> <p>1-6 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>2. 産業の振興</p> <p>2-1 産業振興の方針</p> <p>2-2 農業（現況と問題点、その対策）</p> <p>2-3 林業（ 〃 ）</p> <p>2-4 畜産業（ 〃 ）</p> <p>2-5 商工業（ 〃 ）</p> <p>2-6 観光（ 〃 ）</p> <p>・事業計画</p> <p>2-7 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>3-1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針</p> <p>3-2 市道、農道及び林道の整備（現況と問題点、その対策）</p> <p>3-3 交通確保対策（ 〃 ）</p> <p>3-4 情報化の推進（ 〃 ）</p> <p>3-5 地域間交流の促進（ 〃 ）</p> <p>・事業計画</p> <p>3-6 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>4. 生活環境の整備</p> <p>4-1 生活環境の整備の方針</p> <p>4-2 上水道、下水処理施設等の整備（現況と問題点、その対策）</p> <p>4-3 消防、救急施設の整備（ 〃 ）</p> <p>4-4 ごみ処理施設の整備（ 〃 ）</p> <p>・事業計画</p> <p>4-5 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>5-1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針</p> <p>5-2 健康、保健（現況と問題点、その対策）</p> <p>5-3 高齢者福祉（ 〃 ）</p> <p>5-4 障がい者福祉（ 〃 ）</p> <p>5-5 児童福祉（ 〃 ）</p> <p>・事業計画</p> <p>5-6 公共施設等総合管理計画との整合</p>	<p>1. 基本的な事項</p> <p>1-1 市の概況</p> <p>1-2 人口及び産業の推移と動向</p> <p>1-3 行財政の状況</p> <p>1-4 地域の持続的発展の基本方針</p> <p>1-5 地域の持続的発展のための基本目標 } 新規項目</p> <p>1-6 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>1-7 計画期間</p> <p>1-8 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>2-1 現況と問題点</p> <p>2-2 その対策</p> <p>2-3 計画（事業計画）</p> <p>2-4 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>3. 産業の振興</p> <p>3-1 現況と問題点</p> <p>3-2 その対策</p> <p>3-3 計画（事業計画）</p> <p>3-4 産業振興促進事項 } 新規項目</p> <p>・産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <p>・当該業種の振興を促進するために行う事業の内容</p> <p>3-5 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>4. 地域における情報化</p> <p>4-1 現況と問題点</p> <p>4-2 その対策</p> <p>4-3 計画（事業計画）</p> <p>4-4 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>5. 交通手段の確保</p> <p>5-1 現況と問題点</p> <p>5-2 その対策</p> <p>5-3 計画（事業計画）</p> <p>5-4 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>6. 生活環境の整備</p> <p>6-1 現況と問題点</p> <p>6-2 その対策</p> <p>6-3 計画（事業計画）</p> <p>6-4 公共施設等総合管理計画との整合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口等統計数値については、国が示す計画作成例に基づき記載（人口は、直近H27国勢調査結果を反映） 基本目標については、総合計画掲載の計画人口や市民アンケート等の指標をベースに設定 評価に関する事項については、市民アンケート等の結果に基づき評価を実施 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足） 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足） 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載 産業振興促進事項については、減価償却の特例や地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を適用できるよう必要事項を新たに設定 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足） 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足） 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

6. 医療の確保

- 6-1 医療の確保の方針
- 6-2 医療の確保（現況と問題点、その対策）
 - ・事業計画
- 6-3 公共施設等総合管理計画との整合

7. 教育の振興

- 7-1 教育の振興の方針
- 7-2 学校教育（現況と問題点、その対策）
- 7-3 集会施設、体育施設、社会教育施設等（ 〃 ）
 - ・事業計画
- 7-4 公共施設等総合管理計画との整合

8. 地域文化の振興等

- 8-1 地域文化の振興等の方針
- 8-2 地域文化の振興等（現況と問題点、その対策）
 - ・事業計画
- 8-3 公共施設等総合管理計画との整合

9. 集落の整備

- 9-1 集落の整備の方針
- 9-2 公共施設等総合管理計画との整合

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

- 10-1 その他地域の自立促進に関し必要な事項の方針
 - ・事業計画
- 10-2 公共施設等総合管理計画との整合

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

- 7-1 現況と問題点
- 7-2 その対策
- 7-3 計画（事業計画）
- 7-4 公共施設等総合管理計画との整合

8. 医療の確保

- 8-1 現況と問題点
- 8-2 その対策
- 8-3 計画（事業計画）
- 8-4 公共施設等総合管理計画との整合

9. 教育の振興

- 9-1 現況と問題点
- 9-2 その対策
- 9-3 計画（事業計画）
- 9-4 公共施設等総合管理計画との整合

10. 集落の整備

- 10-1 現況と問題点
- 10-2 その対策
- 10-3 計画（事業計画）
- 10-4 公共施設等総合管理計画との整合

11. 地域文化の振興等

- 11-1 現況と問題点
- 11-2 その対策
- 11-3 計画（事業計画）
- 11-4 公共施設等総合管理計画との整合

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

- 12-1 現況と問題点
- 12-2 その対策
- 12-3 計画（事業計画）
- 12-4 公共施設等総合管理計画との整合

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- 13-1 現況と問題点
- 13-2 その対策
- 13-3 計画（事業計画）
- 13-4 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足）
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

- ・ 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足）
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

- ・ 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足）
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

- ・ 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足）
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

- ・ 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足）
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

- ・ 現況と問題点、その対策については、総合計画の該当施策を抜粋して記載（必要に応じて関連計画を参考に補足）
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

- ・ 当基本施策については、協働のまちづくり、行政経営（行政改革）などに関する事項を記載
- ・ 計画（事業計画）については、総合計画・実施計画より該当事業を抜粋して記載

高山市過疎地域持続的発展計画（案）（骨子）

【基本内容】

1. 基本的な事項

(1) 市の概況

- 過疎地域共通の特徴として、①人口の減少、②高齢化の進展、③若年人口の減少、④将来の維持が危ぶまれる集落の発生、などが挙げられ、担い手不足による農林業や建設業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少、住民生活の基盤となる公共施設の老朽化、地域医療の確保、生活交通の維持など、依然として多くの課題を抱えている。

(過疎地域の指定状況)

清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、
上宝・奥飛騨温泉郷地域

(2) 人口及び産業の推移と動向

- 過疎地域においては、市全体よりも第1次産業の割合が高く、高冷地野菜栽培や、飛騨牛等家畜の飼育が行われているが、比較的零細な農家が多く、従事者の高齢化も進んでいることから、就業者の減少が進み、耕作放棄地も増加している。

(人口の推移（国勢調査）過疎地域分)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	26,651	17,406	-53.1%	15,604	-11.5%	14,442	-8.0%	12,374	-16.7%
0～14 歳	8,427	4,024	-109.4%	2,629	-53.1%	1,966	-33.7%	1,429	-37.6%
15～64 歳	16,460	11,249	-46.3%	10,013	-12.3%	8,213	-21.9%	6,393	-28.5%
うち 15～29 歳(a)	6,299	2,954	-113.2%	2,279	-29.6%	1,810	-25.9%	1,224	-47.9%
65 歳以上(b)	1,764	2,133	17.3%	2,962	28.0%	4,263	30.5%	4,552	6.3%
(a)/総数 若年者比率	23.6%	17.0%	-	14.6%	-	12.5%	-	9.9%	
(b)/総数 高齢者比率	6.6%	12.3%	-	19.0%	-	29.5%	-	36.8%	

(3) 行財政の状況

- 社会情勢や経済動向の実態把握と分析などによる的確で効果的な政策形成、機能的な組織体制の構築と市職員の資質や行政能力の向上、国・県・他自治体、企業、大学などとの連携により、効率的かつ効果的な行政運営を推進することとしている。
- 歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るととも

に、財政の透明性の確保と長期の財政収支の見通しなどにより、持続可能な財政運営を推進することとしている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

- ・ 人口の著しい減少等に伴って地域における活力が低下している過疎地域について、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等を図り、持続可能な地域の形成、地域資源を活用した地域活力のさらなる向上等の過疎地域における持続的発展に資するため、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を推進する。
- ・ 対策の推進に当たっては、第八次総合計画のまちづくりの方向性である「多様な働き方とサービスで財を稼ぐ」、「心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する」、「人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる」のほか、「各地域のまちづくり」に掲げる「清見地域」、「荘川地域」、「久々野地域」、「朝日地域」、「高根地域」、「上宝・奥飛騨温泉郷地域」の方針等に基づき実施する。
- ・ 地域住民が自信と誇りを持って、社会の一員としての役割を果たし、一人ひとりの行動が、国際社会全体で取り組む持続可能な開発目標SDGs（エス・ディー・ジーズ）への貢献につながるよう、地域住民とともに取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

- ・ 第八次総合計画に掲げる指標を基本に、人口、出生率等の基本目標を設定する。
(基本目標)

指標	指標の説明	単位	現状値		目標値	
			年	値	年	値
人口（全体）	10月1日現在における市内に居住する人口	人	(2015年)	89,182	(2025年)	82,000
人口（過疎地域）			(2015年)	12,374	(2025年)	11,000
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計	人	(2017年)	1.75	(2025年)	1.83

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

- ・ 基本目標に対する達成状況の評価方法や実施方法等を設定する。
- ・ 市民アンケート等の結果に基づき評価を実施する。

(7) 計画期間

- ・ 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 公共施設等の配置や管理・運営については、「高山市公共施設等総合管理計画」に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

【施策内容】

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ U I J ターンの促進や首都圏に加え中部圏や関西圏からの移住者の増加に向けた取組、農地利用規制等の緩和、空家等の活用、二地域居住の実態把握などによる移住の促進
- ・ 飛騨高山ファンの獲得に向けた取組などによる関係人口の拡大
- ・ 他都市との教育・文化・芸術・産業等の様々な分野の交流などによる地域間交流の促進
- ・ 高地トレーニングエリアにおける施設整備等の機能強化などによる高地と自然を生かした交流の推進

3. 産業の振興

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ スマート農業導入に対する支援などによる先進的な農業技術活用の促進
- ・ 被害防止施設の整備に対する支援や狩猟者・捕獲技術者の育成・確保などによる鳥獣害防止対策の推進
- ・ 生産・加工・集出荷施設の整備に対する支援や農道・用排水路の改修などによる農業生産基盤の強化
- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生・利用の促進などによる農地の有効活用と多面的機能の維持
- ・ 主伐後の再生林の促進や広葉樹施業の実施、林道・作業道等の林業基盤整備などによる森林整備の推進
- ・ 新規就農のための支援や賃貸型繁殖牛舎建設に対する支援などによる農林畜産業の担い手の確保
- ・ 都市部での情報発信拠点の設置などによる新たな顧客や販路の開拓と飛騨高山ブランドの認知度の向上
- ・ 飛騨高山の強みを活かした消費者に選ばれる商品開発や効果的な販売促進などによるものづくり産業の強化
- ・ 創業後の継続的な支援などによる起業・創業の促進
- ・ I T産業やクリエイティブ産業等の関連企業の誘致、都市部の企業によるサテライトオフィス設置の促進などによる地域内産業の成長促進
- ・ 温泉保養地の魅力向上や山岳観光拠点としての機能強化などによる滞在型観光地づくりの推進
- ・ 高地の特性を活かした健康づくりをテーマにした観光ルートの設定などによる観光・交流の振興
- ・ 自然や文化などの観光資源を自転車で巡るサイクルツーリズムの実施などによる地域の魅力を活かした新たな観光・交流の振興

(産業振興促進事項)

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

<区域>

清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、
上宝・奥飛騨温泉郷地域

<業種>

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3のとおり

4. 地域における情報化

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 情報通信に関する先端技術活用の推進などによる情報ネットワークの強化
- ・ 行政サービスのオンライン化などによる公共サービスの利便性の向上と効率化の推進

5. 交通手段の確保

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ のらマイカーや公共交通空白地有償運送などによる地域で暮らし続けられる移動手段の確保
- ・ 高齢者に対するバス年間乗車パスの発行や子どもの地域バス乗車料金の無料化などによる地域公共交通利用の促進

6. 生活環境の整備

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 健全な上下水道事業の経営と管路や施設の長寿命化・耐震化の整備などによる将来を見据えた効果的な施設の整備
- ・ 災害備蓄品の確保や備蓄倉庫の整備などによる避難所機能等の充実
- ・ 消防・救急体制の強化、消防団員の処遇改善や消防団への加入促進などによる消防・防災力の強化

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 一時保育や放課後児童クラブ等の多様な保育サービスの提供などによる仕事と子育ての両立が図れる環境の整備
- ・ つどいの広場等を活用した子どもの遊び場の確保などによる子どもが地域で健やかに育つ環境づくりの推進
- ・ 冬季高齢者集合住宅の運営などによる高齢者が安心して生活できる環境の維持・向上

- ・ 外出が困難な高齢者に対する生活支援などによる暮らしのセーフティネットの構築
- ・ 定年の延長や再雇用の促進、シルバー人材センターへの支援、就労を希望する高齢者と企業が求める技術のマッチングなどによる高齢者が働くことができる環境の整備と高齢者の生きがいづくりの推進

8. 医療の確保

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 地域の医療を支える診療体制の確保や施設・機器の整備、国民健康保険診療所の体制見直しと中核となる地域医療センターの整備などによる地域医療の確保

9. 教育の振興

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 小・中学校の複合化・多機能化整備や小・中学校の校舎、屋内運動場の長寿命化改修、スクールバスの更新などによる安全で安心して学習することができる教育環境の整備
- ・ 児童・生徒の健全育成に向けた小・中学校の運営や学校と保護者、地域住民組織などが協働・連携するコミュニティ・スクールの推進などによる学校教育の充実
- ・ 電子黒板やデジタル教科書の配置などによる児童・生徒の情報活用能力の育成と教育の質の向上の推進
- ・ 郷土教育の推進などによる地域への誇りや愛着の醸成
- ・ 生涯学習の成果を地域づくりに活かす地域づくり型生涯学習の推進などによる社会貢献活動の促進
- ・ 地域のスポーツ施設の整備などによる地域住民が気軽にスポーツを楽しむことができる機会の創出
- ・ 学校給食における地域産食材の利用推進などによる食育と地産地消の推進

10. 集落の整備

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 景観重点区域における景観保全活動の促進などによる自然・歴史・農山村景観の保全、創出
- ・ 空家等の活用・除却の推進などによる遊休資源の活用
- ・ 無電柱化整備などによる雄大な自然景観の創出

11. 地域文化の振興等

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 伝統的な大工技術等を利用した建造物の修景整備の促進などによる歴史遺産・伝統文化の保存、継承
- ・ 維持・継続することが困難となる可能性がある風俗や習慣等の記録保存などによ

る失われつつある民俗文化の保存

- ・ 文化芸術の継承と磨き上げ、新たな文化芸術の創造等の地域住民の自発的な活動の促進などによる文化芸術が身近となる機会の創出

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ 急峻な地形や豊富な温泉資源等を活かした小水力発電や地熱発電などによる再生可能エネルギー利用の推進
- ・ 木質バイオマスの利用促進などによる自然エネルギー活用の推進と低炭素社会の形成

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(現況と問題点、その対策) ※このうち、「その対策」の内容

- ・ まちづくり協議会等が行う地域課題の解決に向けた活動に対する支援などによる地域課題の解決
- ・ 施設の適正配置や活用、長寿命化・効率化・省エネルギー化などによる総合的かつ計画的な施設管理
- ・ 公共施設の複合化・多機能化などによる利便性の高い公共サービスの提供
- ・ 中部山岳国立公園活性化推進協議会の活動や飛騨山脈ジオパーク構想の取組、白山ユネスコエコパークの活動などによる自然環境に対する地域住民の意識の向上と地域活性化の推進
- ・ 特定外来生物の防除や原生林の保護などによる生物多様性の保全